

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	3		38,040	15,399 (3.35)			72	53,511	7,938	61,449	
	議 員	38	344,956		139,314 (3.35)				484,270	55,979	540,249	
	その他の 特別職	52	42,912	16,800	6,745			187	66,644	4,526	71,170	
	計	93	387,868	54,840	161,458			259	604,425	68,443	672,868	
前年度	長 等	3		38,040	15,170 (3.30)			145	53,355	8,039	61,394	
	議 員	38	353,426		140,919 (3.30)				494,345	54,640	548,985	
	その他の 特別職	52	42,950	16,800	6,700			109	66,559	4,502	71,061	
	計	93	396,376	54,840	162,789			254	614,259	67,181	681,440	
比 較	長 等				229			△ 73	156	△ 101	55	
	議 員		△ 8,470		△ 1,605				△ 10,075	1,339	△ 8,736	
	その他の 特別職		△ 38		45			78	85	24	109	
	計		△ 8,508		△ 1,331			5	△ 9,834	1,262	△ 8,572	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(153) 12,691		54,018,237	43,173,625	97,191,862	18,142,613	115,334,475	
前 年 度	(154) 12,682		53,862,753	43,218,531	97,081,284	18,529,559	115,610,843	
比 較	(△1) 9		155,484	△ 44,906	110,578	△ 386,946	△ 276,368	

()内は、短時間勤務職員 (外数)

区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特 殊 勤務手当	特 地 勤務手当	へ き 地 当 手	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 当 手	管理職員特別勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	1,325,508	1,606,646	627,492	62,456	1,010,625	60,432	688,317	1,841	51,803	2,254,216	303,429	16,331
前年度	1,466,893	2,033,034	596,737	63,283	940,590	58,608	716,473	1,692	43,127	2,237,076	296,584	15,735
比 較	△ 141,385	△ 426,388	30,755	△ 827	70,035	1,824	△ 28,156	149	8,676	17,140	6,845	596
区 分	夜 間 勤務手当	休 日 勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当 手	義 務 教 育 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当	私 服 代 料
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
本年度	20,515	3,014	1,015,177	12,684,085	9,128,258	86,669	471,137	33,580	94,143	8,525	11,602,902	16,524
前年度	20,515	3,149	1,021,539	12,786,596	8,947,761	86,852	476,506	33,435	96,122	8,395	11,251,504	16,325
比 較		△ 135	△ 6,362	△ 102,511	180,497	△ 183	△ 5,369	145	△ 1,979	130	351,398	199

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明		備 考		
給 料	155,484	給与改定に伴う 増 減 分	92,951			給与改定の状況 前年度 給与の改定率 0.2 %		
		昇給に伴う 増 加 分	1,033,701					
		その他の増減分	△ 971,168	人 員 減 分 新陳代謝等分	△ 150,692 △ 820,476			
職員手当	△ 44,906	制度改正に伴う 増 減 分	137,836	扶 養 手 当	△ 102,630	○ 扶養手当	改 定 前	改 定 後
				地 域 手 当	△ 12,050	配偶者	10,000 円	6,500 円
				初任給調整手当	62	配偶者及び子がない場合の	9,000 円	6,500 円
				勤 勉 手 当	252,454	1人目の父母等		
						○ 地域手当	改 定 前	改 定 後
						県下全域	3.50%	2.75%
						○ 初任給調整手当 (医師)	改 定 前	改 定 後
						最高支給限度額	414,300 円	414,800 円
						○ 勤勉手当	改 定 前	改 定 後
						6月支給分	0.90 月	0.925 月
						12月支給分	0.90 月	0.925 月
		その他の増減分	△ 182,742					

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
平成31年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	338,017	429,504	303,703	342,145	363,677	292,701	359,878	354,605	429,585	317,330	356,389
	平均給与 月 額 (円)	410,806	853,967	339,084	392,829	422,811	377,557	433,281	414,604	466,575	431,554	407,422
	平均年齢 (歳)	43.64	45.84	40.80	41.62	43.94	36.00	44.47	44.43	48.14	37.25	52.28
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
平成30年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	340,961	445,095	291,810	331,176	358,737	284,249	359,241	359,212	424,550	318,015	355,693
	平均給与 月 額 (円)	414,983	915,351	326,051	383,869	417,240	368,569	431,417	418,703	460,865	430,773	410,276
	平均年齢 (歳)	43.71	48.89	41.03	41.29	43.17	35.03	44.19	44.87	48.75	37.47	51.88

イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)
高 校 卒	154,147									183,062	156,666
大 学 卒	188,604	274,644	194,649	218,023	205,429	194,346	210,668	210,668	223,161	215,705	
区 分	国 の 制 度										
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)			教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	148,600		149,000							171,200	146,000
大 学 卒	180,700	247,900	186,900	210,900	196,600	186,400			214,600	209,700	

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 31年 1月 1日 現在	1 級	() 305	() 8.7	() 5	() 26.3	() 7	() 11.9	()	()	()	()	() 4	() 6.4	() 114	() 5.2	()	()	()	()	() 283	() 17.0	()	()
	2 級	() 442	() 12.6	() 3	() 15.8	() 9	() 15.2	() 3	() 5.8	(2) 51	(100.0) 25.5	() 34	() 54.8	(5) 1,976	(100.0) 89.6	(55) 4,109	(100.0) 87.9	() 1	() 14.3	() 299	() 17.9	()	()
	特2級													() 4	() 0.2	() 30	() 0.6						
	3 級	(87) 494	(100.0) 14.1	() 9	() 47.4	() 15	() 25.4	() 11	() 21.1	() 107	() 53.5	(2) 5	(100.0) 8.1	() 71	() 3.2	() 285	() 6.1	() 4	() 57.1	() 383	() 22.9	(2) 5	(100.0) 5.8
	4 級	() 726	() 20.7	() 2	() 10.5	() 8	() 13.6	() 8	() 15.4	() 42	() 21.0	() 14	() 22.6	() 39	() 1.8	() 250	() 5.4	() 2	() 28.6	() 361	() 21.6	() 81	() 94.2
	5 級	() 451	() 12.9			() 18	() 30.5	() 25	() 48.1	()	()	() 5	() 8.1					()	()	() 224	() 13.4		
	6 級	() 929	() 26.5			() 2	() 3.4	() 5	() 9.6			()	()							() 43	() 2.6		
	7 級	() 89	() 2.6			()	()	()	()											() 52	() 3.1		
	8 級	() 53	() 1.5																	() 14	() 0.8		
	9 級	() 15	() 0.4																	() 11	() 0.7		
	計	(87) 3,504	(100.0) 100.0	() 19	() 100.0	() 59	() 100.0	() 52	() 100.0	(2) 200	(100.0) 100.0	(2) 62	(100.0) 100.0	(5) 2,204	(100.0) 100.0	(55) 4,674	(100.0) 100.0	() 7	() 100.0	() 1,670	() 100.0	(2) 86	(100.0) 100.0

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 30年 1月 1日 現在	1 級	() 298	() 8.5	() 1	() 5.6	() 9	() 13.6	()	()	()	()	() 6	() 10.0	() 116	() 5.2	() 2	() 0.1	()	()	() 305	() 18.3	()	()
	2 級	() 429	() 12.2	() 4	() 22.2	() 10	() 15.2	() 5	() 9.6	(2) 56	(100.0) 28.0	() 35	() 58.3	(4) 1,999	(100.0) 89.7	(55) 4,126	(100.0) 87.8	() 1	() 12.5	() 290	() 17.4	()	()
	特2級													() 5	() 0.2	() 30	() 0.6						
	3 級	(88) 470	(100.0) 13.4	() 11	() 61.1	() 17	() 25.8	() 8	() 15.4	() 105	() 52.5	(2) 4	(100.0) 6.7	() 71	() 3.2	() 289	() 6.2	() 5	() 62.5	() 356	() 21.4	(3) 6	(100.0) 6.5
	4 級	() 765	() 21.8	() 2	() 11.1	() 7	() 10.6	() 9	() 17.3	() 39	() 19.5	() 11	() 18.3	() 39	() 1.7	() 251	() 5.3	() 2	() 25.0	() 368	() 22.1	() 87	() 93.5
	5 級	() 431	() 12.2			() 22	() 33.3	() 26	() 50.0	()	()	() 4	() 6.7					()	()	() 236	() 14.2		
	6 級	() 967	() 27.5			() 1	() 1.5	() 4	() 7.7			()	()							() 33	() 2.0		
	7 級	() 87	() 2.5			()	()	()	()											() 51	() 3.0		
	8 級	() 51	() 1.4																	() 15	() 0.9		
	9 級	() 16	() 0.5																	() 11	() 0.7		
	計	(88) 3,514	(100.0) 100.0	() 18	() 100.0	() 66	() 100.0	() 52	() 100.0	(2) 200	(100.0) 100.0	(2) 60	(100.0) 100.0	(4) 2,230	(100.0) 100.0	(55) 4,698	(100.0) 100.0	() 8	() 100.0	() 1,665	() 100.0	(3) 93	(100.0) 100.0

()内は、短時間勤務職員(外数)

(級別の標準的な職務内容)

区 分	職務の級	標 準 的 な 職 務
一 般 行 政 職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,844	3,504	4,674	2,204	1,670	86	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,447	2,982	3,383	1,530	1,476	76	
	号給数別内訳	1号給 (人)	495	99	316	60	17	3
		2号給 (人)	145	92	9	1	41	2
		3号給 (人)	471	123	222	48	78	
		4号給 (人)	5,824	1,914	1,956	939	955	60
		5号給 (人)	1,931	556	880	482	3	10
		6号給 (人)	473	167			305	1
		7号給 (人)	3	1			2	
		8号給 (人)	105	30			75	
比 率 (B) / (A) (%)	73.6	85.1	72.4	69.4	88.4	88.4		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,836	3,514	4,698	2,230	1,665	93	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,440	2,957	3,354	1,603	1,449	77	
	号給数別内訳	1号給 (人)	462	94	279	68	21	
		2号給 (人)	114	68	5	10	28	3
		3号給 (人)	427	112	195	40	80	
		4号給 (人)	5,943	2,018	1,931	1,002	935	57
		5号給 (人)	1,916	474	944	483	2	13
		6号給 (人)	461	159			298	4
		7号給 (人)	1				1	
		8号給 (人)	116	32			84	
比 率 (B) / (A) (%)	73.5	84.1	71.4	71.9	87.0	82.8		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	
前 年 度	(1.075) 2.125	(1.225) 2.275	(2.300) 4.400	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.350) 4.450	有	

()内は、再任用職員

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	大 阪 市	八 王 子 市	仙 台 市、静 岡 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	2.75	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,794	24	4	1	2	19
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 6.0	20.0	16.0	15.0	6.0	16.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	1.2	0.2	1.2	2.0	2.5	0.7
支給対象職員の比率(%) (31年1月1日現在)	34.3	10.4	33.6	43.8	79.8	33.6
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指 導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
			国	本 県			
扶養手当	異なる	配偶者	行政職給料表 7級相当以下	6,500円	6,500円		
			行政職給料表 8級相当	3,500円	6,500円		
			行政職給料表 9級相当	3,500円	6,500円		
		子		10,000円	10,000円		
		父母等	行政職給料表 7級相当以下	6,500円	6,500円		
			行政職給料表 8級相当	3,500円	6,500円		
			行政職給料表 9級相当	3,500円	6,500円		
住居手当	同じ						
通勤手当	異なる	交通機関	全額支給限度額	55,000円	55,000円		
			上記金額を超える場合の½加算額		55,000円を超える部分½加算		
			最高支給限度額	55,000円			
		交通用具使用			<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 3,000円
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離 区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する 四輪車の最低の手当額を適用	・片道5km以上(上限81km)は、2km毎の距離 区分に応じ、次の算定方法により算出
		10 km 以 上	7,100円~31,600円		(例) 片道5km以上10km未満の手当額 = 四輪車の片道5kmの手当額	(例) 片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額) = 1kmに要する費用×通勤回数×2	
		併用者	全額支給限度額	55,000円	交通機関利用部分、交通用具使用部分のそれぞれについて、上記算定方法 により算出した額を合算した額		
			上記金額を超える場合の½加算額				
		最高支給限度額	55,000円				
高速道路等利用		(国) 高速道路等利用料金の½を支給(上限20,000円) (県) 高速道路等利用料金の½を支給(上限無し)					
駐車場利用		(国) 無し (県) 月当たりの駐車利用料金の½を支給(上限3,000円)					

継続費についての平成29年度末までの支出額、平成30年度末までの支出額
及び平成31年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調査

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					平成29 年度末 までの 支出額	平成30 年度末 までの 支出額	平成31 年 度 支 出 予定額	平成31 年度末 までの 支 出 予定額	平成32 年 度 以 降 支 出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率 %	
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源									一般 財源
					国庫 支出金	県 債	その他							
2 総務費	1 総管理費	南都留合同庁舎 移転整備事業費	平成 29年度	11,664			10,000	1,664	9,828	11,664		11,664	1	
			平成 30年度	1,263,710		54,000	679,216	530,494		1,263,710		1,263,710	94	
			平成 31年度	66,060			62,002	4,058			66,060	66,060		5
			計	1,341,434		54,000	751,218	536,216	9,828	1,275,374	66,060	1,341,434		100
3 民生費	2 児童福祉費	子どもの心の ケア総合拠点 整備費	平成 30年度	425,325	51,039	303,000		71,286		425,325		425,325	19	
			平成 31年度	1,815,914	205,506	1,300,000		310,408		1,815,914	1,815,914		81	
			計	2,241,239	256,545	1,603,000		381,694		425,325	1,815,914	2,241,239		100
9 警察費	1 警察管理費	斐崎警察署 建設事業費	平成 31年度	79,004	19,456	53,000		6,548			79,004	79,004	4	
			平成 32年度	1,896,105	466,947	1,286,000		143,158				1,896,105		

			計	1,975,109	486,403	1,339,000		149,706			79,004	79,004	1,896,105	4
10 教育費	4 高等学校費	峡南地域 単位制・総合制 高校建設事業費	平成 30年度	328,974	9,299	233,000		86,675		328,974		328,974		7
			平成 31年度	3,547,986	186,584	2,506,000		855,402		3,547,986	3,547,986			71
			平成 32年度	268,357		199,000		69,357					268,357	
			平成 33年度	819,321		594,000		225,321					819,321	
			平成 34年度	20,862		15,000		5,862					20,862	
			計	4,985,500	195,883	3,547,000		1,242,617		328,974	3,547,986	3,876,960	1,108,540	78
		甲府工業高等 学校専攻科棟 建設事業費	平成 30年度	23,822	671	14,000		9,151		23,822		23,822		3
			平成 31年度	736,952		552,000		184,952		736,952	736,952		96	
			平成 32年度	5,226		3,000		2,226				5,226		
			計	766,000	671	569,000		196,329		23,822	736,952	760,774	5,226	99
	5 特別支援 学校費	児童心理治療 施設附属支援 学校建設事業費	平成 30年度	128,390	33,391	82,000		12,999		128,390		128,390		22
			平成 31年度	455,152	118,384	291,000		45,768		455,152	455,152		78	

			計	583,542	151,775	373,000		58,767		128,390	455,152	583,542		100
		やまびこ 支援事業 建設費	平成 30年度	119,669	17,095	74,000		28,574		119,669		119,669		5
			平成 31年度	2,181,615	334,695	1,459,000		387,920			2,181,615	2,181,615		94
			平成 32年度	25,969		19,000		6,969					25,969	
			計	2,327,253	351,790	1,552,000		423,463		119,669	2,181,615	2,301,284	25,969	99

債務負担行為で平成32年度以降にわたるものについての平成30年度末
までの支出額の見込み及び平成31年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	平成30年度末までの支出(見込)額		平成31年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
平成22年度に銀行その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成20年度公共事業用地の先行取得について山梨県土地開発公社と契約を締結	債務保証については10,200,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額 契約締結については1,000,000千円以内	平成22年度から 平成30年度まで		平成31年度から 平成32年度まで	債務保証については10,200,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額 契約締結については1,000,000千円以内	県 費
平成24年度に銀行その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	8,795,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	平成24年度から 平成30年度まで		平成31年度から 平成34年度まで	8,795,000千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県 費
同 上 (平成31年度)	6,919,988千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			平成31年度から 平成32年度まで	6,919,988千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県 費

男女共同参画推進センターの管理について協定を締結	541,980			平成31年度から平成34年度まで	541,980	県費	541,980
県民文化ホールの管理について協定を締結	654,549			平成31年度から平成34年度まで	654,549	県費	654,549
富士山世界遺産センターの管理について協定を締結	199,306			平成31年度から平成34年度まで	199,306	県費	199,306
新税務システム機器等の賃借について契約を締結	84,357			平成31年度から平成36年度まで	84,357	県費	84,357
新税務システム機器等の賃借について変更契約を締結	1,385			平成32年度から平成36年度まで	1,385	県費	1,385
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結	9,296			平成32年度	9,296	諸収入 県費	500 8,796
防災新館整備等事業（PFI事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から平成30年度まで	8,041,958	平成31年度から平成39年度まで	4,741,731,047円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県費	
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から平成30年度まで	40,666	平成31年度から平成39年度まで	73,474	県費	73,474
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	43,818			平成32年度から平成39年度まで	43,818	県費	43,818
電子申請受付共同事業について山梨県市町村総合事務組合と協定を締結	134,534	平成29年度から平成30年度まで	26,907	平成31年度から平成34年度まで	107,627	県費	107,627
防災安全センターの管理について協定を締結	57,775			平成31年度から平成34年度まで	57,775	県費	57,775

介護実習普及センターの管理について協定を締結	145,216			平成31年度から平成34年度まで	145,216	県費	145,216
青い鳥福祉センター（山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例（昭和51年山梨県条例第2号）第4条第1号から第3号までに規定する業務を行う施設に限る。）の管理について協定を締結	839,770	平成28年度から平成30年度まで	440,329	平成31年度から平成32年度まで	339,246	負担金 県費	301,575 37,671
愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家の管理について協定を締結	432,093			平成31年度から平成34年度まで	432,093	県費	432,093
聴覚障害者情報センターの管理について協定を締結	133,846			平成31年度から平成34年度まで	133,846	国庫支出金 県費	73,628 60,218
平成28年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	315,000	平成29年度から平成30年度まで	104,040	平成31年度から平成33年度まで	126,600	県費	126,600
同上 （平成29年度）	315,000	平成30年度中	47,400	平成31年度から平成34年度まで	179,520	県費	179,520
同上 （平成30年度）	315,000			平成31年度から平成35年度まで	315,000	県費	315,000
同上 （平成31年度）	315,000			平成32年度から平成36年度まで	315,000	県費	315,000
平成30年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	23,100			平成31年度から平成33年度まで	23,100	県費	23,100
同上 （平成31年度）	23,100			平成32年度から平成34年度まで	23,100	県費	23,100

平成29年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	平成30年度中	39,324	平成31年度から平成32年度まで	50,025	県費	50,025
同上 (平成30年度)	120,564			平成31年度から平成33年度まで	120,564	県費	120,564
同上 (平成31年度)	120,564			平成32年度から平成34年度まで	120,564	県費	120,564
平成31年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	490,587千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			平成31年度から平成32年度まで	490,587千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費	
八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理について協定を締結	154,908			平成31年度から平成34年度まで	154,908	県費	154,908
武田の杜保健休養林の管理について協定を締結	170,611			平成31年度から平成34年度まで	170,611	県費	170,611
森林公園金川の森の管理について協定を締結	283,538			平成31年度から平成34年度まで	283,538	県費	283,538
山梨県信用保証協会が、平成15年度に債務保証する経営支援緊急融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が経営支援緊急融資として総額32,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済	平成22年度から平成30年度まで		平成31年度から平成32年度まで	金融機関が経営支援緊急融資として総額32,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済	県費	

	額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の75%以内				額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の75%以内	
山梨県信用保証協会が、平成16年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経営支援緊急融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額2,300,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額	平成22年度から平成30年度まで		平成31年度から平成33年度まで	金融機関が、経営支援緊急融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額2,300,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額	県 費

	<p>200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>				<p>200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成17年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 7,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,600,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対</p>	<p>平成22年度から平成30年度まで</p>		<p>平成31年度から平成34年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 7,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,600,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対</p>	<p>県 費</p>
---	---	-------------------------	--	-------------------------	---	------------

	<p>策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>				<p>策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成18年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対</p>	<p>平成22年度から平成30年度まで</p>		<p>平成31年度から平成35年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 6,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対</p>	<p>県 費</p>
---	---	-------------------------	--	-------------------------	---	------------

	<p>策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>				<p>策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>	
--	---	--	--	--	---	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成19年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金につい</p>	<p>平成22年度から平成30年度まで</p>		<p>平成31年度から平成36年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額 1,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金につい</p>	<p>県 費</p>
---	---	-------------------------	--	-------------------------	---	------------

	<p>て、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び</p>				<p>て、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあっては一般保証により債務保証した場合に限る。また、平成19年10月1日以降にあっては責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内				雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内	
山梨県信用保証協会が、平成20年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証し	平成22年度から平成30年度まで		平成31年度から平成37年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額31,200,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額3,400,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は原材料価格高騰対応等緊急保証により債務保証し	県費

	た場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				た場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円	平成21年度から平成30年度まで		平成31年度から平成38年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円	県 費

	<p>の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものに</p>				<p>の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものに</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	ついては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				ついては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証し	平成22年度から平成30年度まで		平成31年度から平成39年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証し	県 費

	た場合に限る。)を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				た場合に限る。)を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総	平成23年度から平成30年度まで		平成31年度から平成40年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総	県 費

	<p>額 2,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（経済変 動対策融資にあ っては経営安定 関連保証により 債務保証した場 合を除く。また、 責任共有制度の 対象外として債 務保証した場合 に限る。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の中 に、資金繰り支 援借換融資に係 るものについて は60%以内、経 済変動対策融資 に係るものにつ いては75%以内、 小規模企業サポ ート融資に係る ものについては55 %以内</p>				<p>額 2,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金につい て、山梨県信用 保証協会が債務 の保証（経済変 動対策融資にあ っては経営安定 関連保証により 債務保証した場 合を除く。また、 責任共有制度の 対象外として債 務保証した場合 に限る。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の中 に、資金繰り支 援借換融資に係 るものについて は60%以内、経 済変動対策融資 に係るものにつ いては75%以内、 小規模企業サポ ート融資に係る ものについては55 %以内</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連</p>	<p>平成24年度から平成30年度まで</p>		<p>平成31年度から平成41年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連</p>	<p>県 費</p>
---	---	-------------------------	--	-------------------------	---	------------

	<p>保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係る</p>				<p>保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係る</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	ものについては 65%以内				ものについては 65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	平成25年度から平成30年度まで		平成31年度から平成42年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	県 費

	<p>証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るもの</p>				<p>証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るもの</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	については55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				については55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことよって生じた代位弁済	平成26年度から平成30年度まで		平成31年度から平成43年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことよって生じた代位弁済	県 費

	額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	平成27年度から平成30年度まで		平成31年度から平成44年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	県 費

	<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るも</p>				<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るも</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	のについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				のについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を	平成28年度から平成30年度まで		平成31年度から平成45年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を	県 費

	除く。)を行って生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				除く。)を行って生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規	平成29年度から平成30年度まで		平成31年度から平成46年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規	県 費

	<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80</p>				<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本	平成 30 年度中		平成31年度から平成47年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本	県 費

	<p>大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成31年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額</p>			<p>平成31年度から平成48年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額</p>	<p>県 費</p>

<p>経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定によ</p>				<p>9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定によ</p>	
---	---	--	--	--	---	--

	り支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				り支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内		
中小企業人材開発センターの管理について協定を締結	56,909	平成29年度から平成30年度まで	27,573	平成31年度から平成32年度まで	29,336	県 費	29,336
平成30年度にものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	32,610	平成 30 年度中		平成31年度から平成40年度まで	32,610	繰入金	32,610
同 上 (平成31年度)	47,098			平成31年度から平成41年度まで	47,098	繰入金	47,098
平成30年度に緊急離転職者訓練事業(介護福祉士養成コース等)について委託契約を締結	52,704			平成31年度から平成32年度まで	52,704	国庫支出金	52,704
同 上 (平成31年度)	52,602			平成32年度から平成33年度まで	52,602	国庫支出金	52,602
富士北麓駐車場の管理について協定を締結	129,620			平成31年度から平成34年度まで	129,620	使用料 諸収入	92,036 37,584

国際交流センターの管理について協定を締結	147,311			平成31年度から平成34年度まで	147,311	使用料 県 費	29,364 117,947
平成23年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	313,790 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成23年度から平成30年度まで		平成31年度から平成33年度まで	313,790 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費	
同 上 （平成25年度）	280,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成25年度から平成30年度まで		平成31年度から平成35年度まで	280,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費	
平成30年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	262,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	平成 30 年度中		平成31年度から平成40年度まで	262,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費	
同 上 （平成31年度）	261,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			平成31年度から平成41年度まで	261,793 千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県 費	
平成15年度融資に係る農業近代化資金の利子補給	融資限度額 4,000,000 千 円 の年1.85%以内	平成16年度から平成30年度まで	2,867	平成31年度から平成35年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県 費	

同上 (平成16年度)	融資限度額 4,000,000 千円 の年1.85%以内	平成17年度から 平成30年度まで	379	平成31年度から 平成36年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成19年度から 平成30年度まで	2,563	平成31年度から 平成38年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成20年度から 平成30年度まで	531	平成31年度から 平成39年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成21年度から 平成30年度まで	5,079	平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成22年度から 平成30年度まで	5,932	平成31年度から 平成41年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成23年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成24年度から 平成30年度まで	2,579	平成31年度から 平成43年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成24年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成25年度から 平成30年度まで	3,197	平成31年度から 平成44年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成25年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成26年度から 平成30年度まで	2,832	平成31年度から 平成45年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成26年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成27年度から 平成30年度まで	1,898	平成31年度から 平成46年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成28年度から 平成30年度まで	8,107	平成31年度から 平成47年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成29年度から 平成30年度まで	5,292	平成31年度から 平成48年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内	平成30年度中	3,658	平成31年度から 平成49年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内			平成31年度から 平成50年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成31年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年1.85%以内			平成32年度から 平成51年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
平成15年度融資に係る農業近代化 資金のうち、畜産公害防止者、生 産調整対策事業者、新規就農者及 び認定農業者に対する利子補給	融資限度額 1,008,000 千円 の年0.7%以内	平成16年度から 平成30年度まで	561	平成31年度から 平成35年度まで	融資残額の年 0.7%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,008,000 千円 の年0.7%以内	平成17年度から 平成30年度まで	51	平成31年度から 平成36年度まで	融資残額の年 0.7%以内	県費
平成18年度融資に係る農業近代化 資金のうち、認定農業者に対する 利子補給	融資限度額 200,000 千円の 年0.1%以内	平成19年度から 平成30年度まで	205	平成31年度から 平成38年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 100,000 千円の 年0.1%以内	平成21年度から 平成30年度まで	54	平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費

同上 (平成23年度)	融資限度額 200,000千円の 年0.1%以内	平成24年度から 平成30年度まで	74	平成31年度から 平成43年度まで	融資残額の年 0.1%以内	県費
平成27年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内	平成28年度から 平成30年度まで	4	平成31年度から 平成37年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (平成31年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			平成32年度から 平成41年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
平成30年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成31年度から 平成45年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (平成31年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成32年度から 平成46年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
平成30年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (平成31年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			平成32年度から 平成41年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
平成30年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			平成31年度から 平成55年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費

同上 (平成31年度)	融資限度額 100,000 千円の 年 1.8%以内			平成32年度から 平成56年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県 費
平成7年度融資に係る農業経営基 盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,160,000 千円 の年0.25%以内	平成8年度から 平成30年度まで	17,112	平成31年度から 平成32年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成8年度)	融資限度額 1,800,000 千円 の年0.25%以内	平成9年度から 平成30年度まで	26,776	平成31年度から 平成33年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成9年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.25%以内	平成10年度から 平成30年度まで	7,443	平成31年度から 平成34年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成10年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.4%以内	平成11年度から 平成30年度まで	12,113	平成31年度から 平成35年度まで	融資残額の年 0.4%以内	県 費
同上 (平成11年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.55%以内	平成12年度から 平成30年度まで	13,783	平成31年度から 平成36年度まで	融資残額の年 0.55%以内	県 費
同上 (平成12年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.25%以内	平成13年度から 平成30年度まで	2,142	平成31年度から 平成37年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成13年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.25%以内	平成14年度から 平成30年度まで	3,123	平成31年度から 平成38年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費
同上 (平成15年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.25%以内	平成16年度から 平成30年度まで	5,683	平成31年度から 平成40年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県 費

同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000 千円 の年0.25%以内	平成17年度から 平成30年度まで	1,337	平成31年度から 平成41年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成18年度から 平成30年度まで	2,388	平成31年度から 平成42年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成18年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成19年度から 平成30年度まで	667	平成31年度から 平成43年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成20年度から 平成30年度まで	2,031	平成31年度から 平成44年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成21年度から 平成30年度まで	4,187	平成31年度から 平成45年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000 千円 の年0.25%以内	平成22年度から 平成30年度まで	4,678	平成31年度から 平成46年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
平成30年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000 千円の 年1.95%以内			平成31年度から 平成45年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
同上 (平成31年度)	融資限度額 100,000 千円の 年1.95%以内			平成32年度から 平成46年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000 千円の 年1.0%以内	平成26年度から 平成30年度まで	2,706	平成31年度から 平成41年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費

平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円の年1.0%以内	平成26年度から平成30年度まで	14,605	平成31年度から平成51年度まで	融資残額の年1.0%以内	県費	
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円の年1.0%以内	平成27年度から平成30年度まで	32,040	平成31年度から平成52年度まで	融資残額の年1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助	融資限度額 350,000千円の年1.0%以内	平成26年度から平成30年度まで	3,519	平成31年度から平成44年度まで	融資残額の年1.0%以内	県費	
まきば公園の管理について協定を締結	71,083			平成31年度から平成34年度まで	71,083	県費	71,083
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	985,898	平成28年度から平成30年度まで	588,222	平成31年度から平成32年度まで	397,676	財産収入 諸収入 県費	75,056 6,996 315,624
平成30年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 18,000千円の年0.23%以内			平成31年度から平成45年度まで	融資残額の年0.23%以内	県費	
同上 (平成31年度)	融資限度額 18,000千円の年0.23%以内			平成32年度から平成46年度まで	融資残額の年0.23%以内	県費	
平成30年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 322,000千円の年0.21%以内			平成31年度から平成55年度まで	融資残額の年0.21%以内	県費	
同上 (平成31年度)	融資限度額 316,000千円の年0.21%以内			平成32年度から平成56年度まで	融資残額の年0.21%以内	県費	
富士湧水の里水族館の管理について協定を締結	130,482			平成31年度から平成34年度まで	130,482	県費	130,482

平成23年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	3,068,657 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	平成23年度から平成30年度まで		平成31年度から平成32年度まで	3,068,657 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
同上 （平成24年度）	3,057,428 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	平成24年度から平成30年度まで		平成31年度から平成33年度まで	3,057,428 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
同上 （平成25年度）	3,039,744 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	平成25年度から平成30年度まで		平成31年度から平成34年度まで	3,039,744 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
同上 （平成26年度）	9,527,657 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	平成26年度から平成30年度まで		平成31年度から平成35年度まで	9,527,657 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	県費
同上 （平成27年度）	8,804,590 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	平成27年度から平成30年度まで		平成31年度から平成36年度まで	8,804,590 千円を限度として貸付けた場合の元利息（遅延利息を含む。）に相当する額	県費

同上 (平成28年度)	9,012,937 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成28年度から 平成30年度まで		平成31年度から 平成37年度まで	9,012,937 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (平成29年度)	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成29年度から 平成30年度まで		平成31年度から 平成38年度まで	7,751,002 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (平成30年度)	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	平成30年度中		平成31年度から 平成39年度まで	7,342,511 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
同上 (平成31年度)	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額			平成31年度から 平成40年度まで	7,005,251 千円 を限度として貸 付けた場合の元 利金(遅延利息 を含む。)に相 当する額	県費
一般国道300号灯第2トンネル新 設工事(南巨摩郡身延町)につい て請負契約を締結	1,600,000			平成31年度から 平成33年度まで	1,600,000	国庫支出金 932,800 県債 600,000 県費 67,200
一般国道413号道路改良工事(南 都留郡道志村)について請負契約 を締結	100,000			平成32年度	100,000	国庫支出金 53,000 県債 42,000 県費 5,000

主要地方道甲斐早川線道路改良工事1工区(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結	2,160,000			平成31年度から平成33年度まで	2,160,000	諸収入 2,160,000
主要地方道甲斐早川線道路改良工事2工区(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結	800,000			平成32年度から平成33年度まで	800,000	諸収入 800,000
一般国道140号濁川・平等川橋(仮称)下部工事2工区(甲府市)について請負契約を締結	700,000			平成31年度から平成32年度まで	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般国道411号金運橋(仮称)上部工事2工区(甲州市)について請負契約を締結	900,000			平成31年度から平成32年度まで	900,000	国庫支出金 524,700 県債 337,000 県費 38,300
主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結	700,000			平成32年度	700,000	国庫支出金 385,000 県債 283,000 県費 32,000
一般県道中下条甲府線仮橋架設工事(甲府市)について請負契約を締結	350,000			平成31年度から平成32年度まで	350,000	国庫支出金 204,050 県債 131,000 県費 14,950
主要地方道都留道志線道路改良工事(都留市)について請負契約を締結	50,000			平成32年度	50,000	国庫支出金 29,150 県債 18,000 県費 2,850
道路情報提供装置の保守点検業務について委託契約を締結	39,192			平成32年度から平成33年度まで	39,192	県費 39,192
除草・路面清掃業務について委託契約を締結	15,000			平成32年度	15,000	県費 15,000
路面清掃業務について委託契約を締結	475,024			平成32年度から平成33年度まで	475,024	県費 475,024

一級河川八条川改修工事（南アルプス市）について請負契約を締結	280,000			平成 32 年度	280,000	国庫支出金 140,000 県 債 126,000 県 費 14,000
一級河川間門川排水機場整備工事 1 工区（甲府市）について請負契約を締結	100,000			平成 32 年度	100,000	国庫支出金 50,000 県 債 45,000 県 費 5,000
一級河川古川改修工事（韮崎市）について請負契約を締結	80,000			平成 32 年度	80,000	国庫支出金 35,000 諸収入 10,000 県 債 31,000 県 費 4,000
一級河川流川改修工事（甲府市）について請負契約を締結	30,000			平成 32 年度	30,000	国庫支出金 13,500 県 債 14,000 県 費 2,500
小瀬スポーツ公園の管理について協定を締結	1,757,003			平成31年度から 平成34年度まで	1,757,003	県 費 1,757,003
富士北麓公園の管理について協定を締結	395,943			平成31年度から 平成34年度まで	395,943	県 費 395,943
御勅使南公園の管理について協定を締結	324,211			平成31年度から 平成34年度まで	324,211	県 費 324,211
曾根丘陵公園の管理について協定を締結	262,173			平成31年度から 平成34年度まで	262,173	県 費 262,173
富士川クラフトパーク及び富士川観光センターの管理について協定を締結	503,441			平成31年度から 平成34年度まで	503,441	県 費 503,441
笛吹川フルーツ公園の管理について協定を締結	863,086			平成31年度から 平成34年度まで	863,086	県 費 863,086

桂川ウェルネスパークの管理について協定を締結	254,782			平成31年度から平成34年度まで	254,782	県費 254,782
県営住宅の管理について協定を締結	2,607,188	平成28年度から平成30年度まで	1,548,523	平成31年度から平成32年度まで	1,058,665	使用料 1,033,260 国庫支出金 22,174 財産収入 486 諸収入 2,745
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅の管理について協定を締結	80,637	平成28年度から平成30年度まで	47,752	平成31年度から平成32年度まで	32,885	国庫支出金 32,785 財産収入 15 諸収入 85
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,367			平成32年度	2,367	使用料 2,367
統合型校務支援システムの構築及び運用について委託契約を締結	536,368			平成31年度から平成36年度まで	536,368	県費 536,368
教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,156,274			平成32年度から平成36年度まで	1,156,274	県費 1,156,274
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	343,225			平成32年度から平成36年度まで	343,225	県費 343,225
青少年センターの管理について協定を締結	432,197			平成31年度から平成34年度まで	432,197	県費 432,197
ゆずりはら青少年自然の里の管理について協定を締結	167,085	平成28年度から平成30年度まで	99,540	平成31年度から平成32年度まで	67,545	使用料 7,400 県費 60,145
科学館の管理について協定を締結	1,187,500			平成31年度から平成34年度まで	1,187,500	県費 1,187,500

県立図書館の管理について協定を締結	323,611	平成29年度から平成30年度まで	160,178	平成31年度から平成32年度まで	163,433	県費	163,433
八ヶ岳少年自然の家の管理について協定を締結	389,506			平成31年度から平成34年度まで	389,506	県費	389,506
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	379,163	平成28年度から平成30年度まで	223,811	平成31年度から平成32年度まで	155,352	県費	155,352
飯田野球場の管理について協定を締結	31,765			平成31年度から平成34年度まで	31,765	県費	31,765
八代射撃場の管理について協定を締結	21,235			平成31年度から平成34年度まで	21,235	県費	21,235
八ヶ岳スケートセンターの管理について協定を締結	191,910			平成31年度から平成34年度まで	191,910	県費	191,910
美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について協定を締結	1,632,315			平成31年度から平成34年度まで	1,632,315	県費	1,632,315
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	237,211			平成31年度から平成36年度まで	237,211	県費	237,211
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について変更契約を締結	4,027			平成32年度から平成36年度まで	4,027	県費	4,027
組織犯罪対策システム機器等の賃借について契約を締結	144,173			平成32年度から平成36年度まで	144,173	県費	144,173

地方債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末
及び平成31年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	平成29年度 末現在高	平成30年度末 現在高見込額	平成31年度中増減見込み		平成31年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普通債	547,911,344	543,425,595	47,181,000	43,436,053	547,170,542
(1) 土木	363,710,751	363,334,567	32,563,000	27,894,565	368,003,002
(2) 農林水産	110,267,123	107,981,127	7,062,000	8,928,078	106,115,049
(3) 教育	32,435,338	29,843,438	4,907,000	3,557,825	31,192,613
(4) 公営住宅	11,881,996	11,061,405	553,000	1,184,260	10,430,145
(5) 社会労働	10,978,160	12,713,832	1,703,000	670,982	13,745,850
(6) 衛生	96,394	89,000			89,000
(7) 庁舎	144,880	169,904		28,976	140,928
(8) その他	18,396,702	18,232,322	393,000	1,171,367	17,453,955
2 災害復旧債	3,539,565	4,310,132	1,426,000	443,889	5,292,243
(1) 土木	3,452,711	4,190,028	1,390,000	427,722	5,152,306
(2) 農林水産	81,475	115,471	36,000	15,419	136,052
(3) その他	5,379	4,633		748	3,885
3 その他	410,396,792	408,320,429	18,577,000	26,772,221	400,125,208
(1) 転貸債			4,000		4,000
(2) 減税補填債	4,566,682	3,764,729		643,032	3,121,697
(3) 臨時財政対策債	352,777,898	352,123,040	16,456,000	22,792,792	345,786,248
(4) 退職手当債	8,834,600	10,381,280	1,000,000	453,320	10,927,960
(5) 減収補填債(特例分)	15,396,040	15,018,048		377,992	14,640,056
(6) 病院債	28,821,572	27,033,332	1,117,000	2,505,085	25,645,247
合 計	961,847,701	956,056,156	67,184,000	70,652,163	952,587,993

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 16,870,000 千円を含む。また、「平成30年度末現在高見込額」の「農林水産」は、平成31年4月1日より農業改良資金特別会計から引き継ぐ地方債残高の見込額を含む。

